

佐野市緊急景気対策資金

(新型コロナウイルス感染症型)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している市内中小企業者の資金繰りを支援するために、制度融資を創設しました。

融資対象	市内に居住し、市の区域内に事業所を有する中小企業者で、次に掲げる要件を備えているもの (1) 市税に滞納がないこと (2) 融資申込日において引き続き1年以上同一事業を営んでいること (3) 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種を営んでいること (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1か月の売上高が前年比で5%以上減少し、その後の2か月を含む3か月間の売上高が5%以上減少する見込みであること若しくはセーフティネット保証又は危機関連保証を利用すること
資金使途	運転資金
融資限度額	1企業につき500万円
融資期間	7年以内（うち据置期間1年以内）
返済方法	分割返済
融資利率	5年以内 1.0% 7年以内 1.2%
信用保証	栃木県信用保証協会の保証付となりますが、 <u>信用保証料の全額を市が補助します。</u>
利子補給	<u>返済にかかる利子の全額を市が補助します。</u> （詳細は裏面に記載）
融資の申込窓口	足利銀行、群馬銀行、栃木銀行、東和銀行及び栃木信用金庫の佐野市内の各支店並びに佐野信用金庫の佐野市内の各本支店

〈お問合せ先〉
佐野市産業立市推進課
0283-20-3040

佐野市緊急景気対策資金（新型コロナウイルス感染症）の利子補給について

佐野市緊急景気対策資金（新型コロナウイルス感染症）の返済に係る利子の全額を市が補助します。利子の補助を受ける場合には、市への申請手続きが必要になります。

【補助制度名】

新型コロナウイルス感染症に係る事業資金借入金返済利子補助金

【交付対象者】

佐野市緊急景気対策資金（新型コロナウイルス感染症型）を利用した中小企業者

【補助金額】

佐野市緊急景気対策資金（新型コロナウイルス感染症型）の返済に係る利子の全額

【申請手続】

- ・融資借入後概ね2週間以内に借入日から借入日が属する3月末日までの利子分を市へ申請
- ・次年度以降は4月に当該年度の4月から3月末日までの利子分を市へ申請（融資が完済する年度まで都度申請）

【申請時の書類】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る事業資金借入金返済利子補助金交付申請書（市所定様式）
- ・金融機関が発行する返済予定表の写し

【請求時の書類】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る事業資金借入金返済利子補助金交付請求書（市所定様式）
- ・返済実績がわかる資料（返済用通帳の写し等）

〈お問合せ先〉
佐野市産業立市推進課
0283-20-3040